

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年東京都条例第百十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																		
<p>附 則</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成三十一年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (現行のとおり)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十八年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (略)</p>																		
<p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 949 524 1023">有害物質の種類</th> <th data-bbox="524 949 927 1023">業種その他の区分</th> <th data-bbox="927 949 1093 1023">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 1023 524 1193"> ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム） </td> <td data-bbox="524 1023 927 1193"> 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） </td> <td data-bbox="927 1023 1093 1193"> 三〇 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1193 524 1367"> ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム） </td> <td data-bbox="524 1193 927 1367"> ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） </td> <td data-bbox="927 1193 1093 1367"> 四〇 </td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	三〇	ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇	<p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 949 1420 1023">有害物質の種類</th> <th data-bbox="1420 949 1823 1023">業種その他の区分</th> <th data-bbox="1823 949 1989 1023">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1023 1420 1193"> ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム） </td> <td data-bbox="1420 1023 1823 1193"> 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） </td> <td data-bbox="1823 1023 1989 1193"> 四〇 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1193 1420 1367"> ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム） </td> <td data-bbox="1420 1193 1823 1367"> ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） </td> <td data-bbox="1823 1193 1989 1367"> 五〇 </td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇	ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																	
ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	三〇																	
ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇																	
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																	
ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇																	
ぼう素及びその化合物（単位 ぼう素として、一リットルにつきミリグラム）	ぼうろろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇																	

うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	金属鋳業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇	一〇〇
---	-------------------------------------	--	--------------------------------	----	-----

うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	金属鋳業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	五〇	一〇〇
---	-------------------------------------	--	--------------------------------	----	-----

ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一五	旅館業（水質汚濁防止法施行
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一三	旅館業（温泉を利用するものに限る。）
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一四〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	五〇〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一四〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素として、一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一五	旅館業（温泉を利用するものに限る。）
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一四〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一四〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	五〇〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一三〇	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）

三〇

一トル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を利用するものであつて、一日当たりの平均的

三〇

備考 (現行のとおり)

電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	四〇
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この項において同じ。)を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	五〇

備考 (略)

な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	
電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	五〇
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この項において同じ。)を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	